

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月21日
【会社名】	日本軽金属ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nippon Light Metal Holdings Company, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石山 喬
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番20号
【電話番号】	03(5461)8601(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 人事・総務・経理統括室 経理担当 外池 稔
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番20号
【電話番号】	03(5461)8601(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 人事・総務・経理統括室 経理担当 外池 稔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年11月21日開催の取締役会において、スイス連邦を中心とする海外市場（ただし、アメリカ合衆国を除く。）において募集する2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

- イ 本新株予約権付社債の銘柄
日本軽金属ホールディングス株式会社2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
- ロ 本新株予約権付社債券に関する事項
- () 発行価額（払込金額）
本社債の額面金額の100%（各本社債の額面金額 500万円）
 - () 発行価格（募集価格）
本社債の額面金額の102.5%
 - () 発行価額の総額
150億円
 - () 券面額の総額
150億円
 - () 利率
本社債には利息は付さない。
 - () 償還期限
2018年12月10日（ルクセンブルク時間）
 - () 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
 - (1) 種類及び内容
当社普通株式（単元株式数 100株）
 - (2) 数
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（ ）(2)又は(3)記載の転換価額で除して得られる数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切捨て、現金による調整は行わない。
 - () 本新株予約権の総数
3,000個。なお、各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

- (1) 本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は当該代表取締役により委任された代理人が、取締役会の授権に基づき、条件決定日（2013年11月21日（日本時間）をいう。以下、特に記載のない場合、日本時間とする。）に、当日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.0を乗じた額を下回らない範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（ただし、当社が保有する当社普通株式を除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社の普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

() 本新株予約権の行使期間

2013年12月23日から2018年11月26日の銀行営業終了時（いずれもルクセンブルク時間）まで。ただし、本社債が任意に繰上償還される場合は、当該償還日に先立つ5銀行営業日前まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時に行使期間は終了する。上記いずれの場合も、2018年11月26日（ルクセンブルク時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等（以下に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は本新株予約権を行使することができないものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）における()当社と他の会社との合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。）、()会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、()株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）、又は()日本法に定められたその他の組織再編行為（本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の会社に移転又は承継されるものに限る。）の承認決議の採択を総称していう。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（以下「行使日」という。）（又は行使日が東京における営業日でない場合は、東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又はその他の株主確定日（以下に定義する。）の東京における2営業日前の日（当日を含む。）から当該基準日又は当該その他の株主確定日（当日を含む。）（基準日又はその他の株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における3営業日前の日（当日を含む。）から当該基準日又は当該その他の株主確定日の東京における翌営業日（当日を含む。））までの期間に当たる場合、当該本新株予約権の行使はできないものとする。当社が定款で定める以外の日を基準日又はその他の株主確定日として設定する場合、当社は当該基準日又はその他の株主確定日の東京における5営業日前までにMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.及び本新株予約権付社債の所持人に対して書面にて、本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。ただし、当社が基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

「その他の株主確定日」とは、基準日以外で、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第1項に従って株主を確定するために定められた日をいう。

- () 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
- () 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- () 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨
該当事項なし。ただし、本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。
- () 本新株予約権の譲渡に関する事項
該当事項なし。

ハ 発行方法

Mizuho International plc及び下記に記載のその他の買取引受人の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(ただし、アメリカ合衆国を除く。)における募集。

ニ 引受人の名称

Mizuho International plc(単独ブックランナー兼主幹事会社)
Nomura International plc(共同主幹事会社)
Daiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch(共同主幹事会社)
SMBN Nikko Capital Markets Limited(幹事会社)

ホ 募集を行う地域

スイス連邦を中心とする海外市場(ただし、アメリカ合衆国を除く。)

ヘ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

() 手取金の総額

(1) 払込総額

150億円

(2) 発行諸費用の概算額

20百万円

(3) 差引手取概算額

149億80百万円

() 用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債の発行による手取概算額149億80百万円は、2015年3月期末までに長期借入金の約定弁済資金に充当する予定であり、当面の金利コストの最小化を図り金融収支改善が期待できる。

ト 新規発行年月日

2013年12月9日

チ 本新株予約権付社債を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

リ 平成25年11月21日現在の発行済株式の総数及び資本金の額

発行済株式の総数 545,126,049株

資本金の額 39,085百万円

安定操作に関する事項

該当事項なし

以 上